

4. 參考資料

東京穀物商品取引所・関西商品取引所の価格調整表

○東京穀物商品取引所（平成24年10～12月限適用、平成24年4月9日制定）

玄米60kgあたり

産地品種銘柄	平成24年産		平成23年産 供用期限：平成24年12月限まで	
	1等	2等	1等	2等
関東コシヒカリ (茨城県産、栃木県産、千葉県産)	標準品	平成24年産1等の 調整額から600円減額	平成24年産1等の 調整額から1,500円減額	平成24年産1等の 調整額から2,100円減額
福島県産コシヒカリ（会津）	+100円			
福島県産コシヒカリ（中通り）	-1,500円			
福島県産コシヒカリ（浜通り）	-1,500円			
新潟県産コシヒカリ	+2,000円			
富山県産コシヒカリ	+600円			
石川県産コシヒカリ	+300円			
福井県産コシヒカリ	+300円			
長野県産コシヒカリ	+300円			
その他府県産コシヒカリ	-300円			
岩手県産ひとめぼれ	-400円			
宮城県産ひとめぼれ	-400円			
秋田県産あきたこまち	-200円			
山形県産はえぬき	-600円			
北海道産ななつぼし	-1,000円			
北海道産きらら397	-1,000円			
青森県産つがるロマン	-1,000円			
青森県産まっしぐら	-1,000円			

○関西商品取引所（平成24年10～12月限適用、平成24年3月30日制定）

玄米60kgあたり

産地品種銘柄	平成24年産		平成23年産 供用期限：平成24年12月限まで	
	1等	2等	1等	2等
北陸コシヒカリ（石川、福井）	標準品	平成24年産1等の 調整額から600円減額	平成24年産1等の 調整額から1,500円減額	平成24年産1等の 調整額から2,100円減額
新潟県産コシヒカリ	+1,300円			
福島県産コシヒカリ（会津）	-400円			
福島県産コシヒカリ（中通り）	-2,000円			
福島県産コシヒカリ（浜通り）	-2,000円			
茨城県産コシヒカリ	-900円			
栃木県産コシヒカリ	-900円			
千葉県産コシヒカリ	-900円			
長野県産コシヒカリ	-200円			
富山県産コシヒカリ	+100円			
三重県産コシヒカリ	-300円			
滋賀県産コシヒカリ	-300円			
京都府産コシヒカリ	-300円			
兵庫県産コシヒカリ	-300円			
鳥取県産コシヒカリ	-300円			
島根県産コシヒカリ	-300円			
岡山県産コシヒカリ	-300円			
山口県産コシヒカリ	-300円			
熊本県産コシヒカリ	0円			
その他府県産コシヒカリ	-1,000円			

○米穀の合意に基づく早受渡しの特例

平成 24 年 3 月 26 日制定

（目的）

第 1 条 本特例は、業務規程第 112 条の 18 の規定に基づき、米穀の受渡しに係る受渡当事者の利便を図るため、米穀の早受渡しに関する特例の範囲を定める。

（受渡供用品）

第 2 条 本特例により受渡しされる供用品は、国内産水稻うるち玄米とする。

（受渡しの場所）

第 3 条 受渡しの場所は、日本国内における双方の合意した場所とする。

（受渡日）

第 4 条 受渡日は、新甫発会日の翌営業日から、当該限月の納会日の前営業日までとする。

（受渡値段及び受渡代金並びに消費税）

第 5 条 受渡値段及び受渡代金並びに消費税の算出は、次のとおりとする。

- （1）受渡値段は、次条の届出書に記載された受渡日の前営業日における当該限月の帳入値段とする
- （2）受渡代金は、前号の受渡値段に受渡当事者間で合意した格差を加減して得た金額に、次条の届出書に記載された受渡重量（呼値の単位で換算した数値）を乗じて得た金額（円未満の端数は四捨五入する。）とする。
- （3）受渡しに賦課される消費税は、前号に規定する受渡代金を課税標準として算出した金額（円未満の端数は切り捨てる。）とする。

（合意早受渡し届出書）

第 6 条 業務規程第 112 条の 18 の規定により、双方の合意に基づいて本取引所で早受渡しを行うときは、双方は、その合意した内容の明細及び受渡日を明記した届出書を、連署をもって、受渡日の前営業日の午後 2 時まで本取引所に届け出るものとする。また当該届出書には、受渡日、受渡場所、受渡重量及び受渡方法等が記載され、当該受渡しが行われることが確認できる契約書等の書類の写しを添付するものとする。

2 本取引所は、当該合意早受渡しの届出を受理したときは、本取引所の米穀の早受渡

しが行われたものとして処理する。

(建玉決済枚数と受渡品の量目との関係)

第7条 合意早受渡しにより決済できる当該限月の建玉枚数については、受渡品の量目を業務規程第15条第1項第6号において規定する取引単位に換算させた枚数の範囲内において、受渡当事者間で合意した枚数とする。ただし、受渡品の量目を取引単位に換算させる場合において、最小取引単位に比し50%を超える端数量目については、当該端数量目を最小取引単位とみなして建玉を決済することができるものとする。

(受渡決済の方法)

第8条 受渡しについて、渡方は指定倉荷証券のほか、本取引所の確認できる受渡書類を本取引所に差し出して行うことができる。

2 前項の渡方の受渡書類の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額の納入時限は、受渡日の午後1時とする。

3 本取引所は、受方から受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額が差し出されたときは、受方に指定倉荷証券又は受渡書類を交付し、渡方には、次項に規定する届出のあった翌営業日の午後1時まで、受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を交付するものとする。

4 受方は、受渡日の翌々営業日後の午後2時まで、受渡しが完了した旨を本取引所に届け出なければならない。

(受渡履行責任)

第9条 受渡当事者は、第6条の合意早受渡しの届出内容に従い双方の責任において、受渡しを履行しなければならない。

(合意内容の変更)

第10条 前条の規定にかかわらず、届出内容どおりの受渡しが困難となったときは、届出書に記載された受渡日の前営業日の午後2時まで双方の連署をもって当該合意内容の変更を本取引所に届け出、本取引所の承認を得るものとする。

2 本取引所は、前項の変更の届出を受理したときは、当該変更された届出により受渡しが行われたものとして処理し、受渡当事者は、当該届出内容に従い双方の責任において受渡しを履行しなければならない。

(故障の申立)

第11条 受方は、合意早受渡しにより受渡しされた受渡品について、故障の申立をすることができない。

(その他の措置)

第12条 本特例に定めていない事項については、受渡当事者間で処理するものとする。

(改廃)

第13条 本特例の改廃は、取締役会の決議をもって行うものとし、その改廃は既存限月についても適用することができる。

附則

本特例は、平成24年4月1日又は業務規程第112条の18（合意早受渡し）の新設が農林水産大臣に認可された日（平成24年3月26日）のいずれか遅い日から施行する。